

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞金なし

徴収猶予の「特例制度」

- 新型コロナウイルスの影響により収入に相当の減少があり、納税が困難な場合最長で1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができます。
- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。
 - ※ 猶予期間内での納付や分割納付など、状況に応じて計画的納付していただくことも可能です。
 - ※ **猶予により村税が減免されるものではありません。ご注意ください。**

対象となる方

- ・以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。
 - ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、収入が前年同時期に比べて概ね20%以上減少していること。
 - ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。
- ※「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の資金計画を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる地方税

・令和3年1月31日(今後2/1に改定予定)までに納期限が到来する村県民税、固定資産税、国民健康保険税など、村税のほぼすべての税目が対象になります。

※国民健康保険税については、コロナウイルスの影響による免除制度もございます。

※固定資産税第4期は納期限が令和3年3月1日のため、本特例制度の対象外となりますのでご注意ください。

申請手続等

- ・納期限の到来する日までに申請が必要です。
- ・原則として申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料（預貯金口座の通帳や給与明細、事業収支の内訳等）を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりお伺いするなど柔軟な対応をさせていただきますのでご相談ください。